

# 地域包括支援センターの地域における相談・支援体制の強化(案)

## 概要

地域包括ケアシステムの構築に向けて、その中心となる地域包括支援センターの機能強化を図るべく、相談窓口を区役所及び出張所に変更する一方、地域包括支援センターの職員が全ての市民センター(区役所及び出張所に隣接する市民センターを除く。)を巡回し、曜日や時間を定めて巡回相談を開始する。 ※医師会館5カ所は在宅介護・医療連携拠点に移行

## 相談窓口(常設)

### ■変更内容

- ・現在、市民センター(9カ所)、医師会館(5カ所)、生涯学習センター(2カ所)、ウェルとばたに設置している常設の地域包括支援センターの相談窓口は区役所及び出張所に変更する。 24カ所 ⇒ 15ヶ所

### 《主な理由》

- ・区役所及び出張所以外の相談窓口への相談は1日0.4件、1ヶ月7.7件程度である。
- ・地域包括支援センターが設置してある地域以外の相談者は皆無である。
- ・家庭訪問等の出前主義の徹底により、常駐の相談窓口の意義が薄れている。
- ・区役所及び出張所の相談窓口は、その場で幅広い対応が可能である。

### (1) 実施場所

- 全ての市民センター

※区役所及び出張所に隣接する市民センターを除く。

### (2) 実施時期

- 平成27年10月（目途）

※地域包括支援センターの職員が校(地)区のまちづくり協議会や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域団体と話し合い、曜日や時間等を決めるため、市民センターにより開始日は異なる。

### (3) 相談受付内容

- 区役所や出張所に常設している地域包括支援センター相談窓口と同様に、高齢者や家族、関係者等からの保健・医療・福祉や権利擁護等に関する幅広い相談に応じる。

※相談内容によって、家庭訪問を実施するとともに、他の相談窓口や専門機関を紹介する。

### (1) 地域ケア会議の充実

- 地域ケア個別会議の参加者及び検討内容の拡充
- 包括ケア会議の構成員及び検討内容の拡充

《ポイント》

多職種ネットワークの構築⇒地域課題の発見・把握⇒政策形成

### (2) 総合事業導入に伴うケアマネジメントの強化

- 地域包括支援センター職員の研修を充実
- ケアマネジメント研修の充実

《ポイント》

利用者の個別性に応じたケアマネジメントの推進

### (3) 地域包括支援センターに関わるその他の機能強化策

- 在宅医療・介護連携拠点の整備
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 地域支援コーディネーターの配置